特別損失	
（インバランス調整に係る費用）	
インバランス等取引利益（インバランス等取引損失）	

収益の部	
項　　目	金　　額
営業収益	
［略］	
地帯間販売電源料	
（インバランス対応取引収益）	
（インバランスネッティング収益）	
（広域運用調整電力量に係る収益）	
他社販売電源料	
（インバランス対応取引収益）	
（追加供給電力量に係る収益）	
（追加供給力に係る収益）	
託送収益	
接続供給託送収益	
（インバランスの供給に係る収益）	
（インバランスリスク料に係る収益）	
（インバランス調整に係る収益）	
［略］	
特別利益	
（インバランス調整に係る収益）	

（記載注意）

1　次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1)　インバランス等収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）

(2)～(5)　［略］

2　インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第13条の３の３第２号に掲げる額を記載する額を記載すること。

［新設］	
［新設］	
［新設］	

収益の部	
項　　目	金　　額
営業収益	
［略］	
地帯間販売電源料	
［新設］	
［新設］	
［新設］	
他社販売電源料	
（インバランス対応取引収益）	
［新設］	
［新設］	
託送収益	
接続供給託送収益	
（インバランスの供給に係る収益）	
（インバランスリスク料に係る収益）	
［新設］	
［略］	
［新設］	
［新設］	

（記載注意）

1　次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1)　インバランス収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）

(2)～(5)　［略］

2　インバランスリスク料に係る収益は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第21条第２号に掲げる額を記載する額を記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第十一表の記載注意２の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項第一号及び第四十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一